

「知的財産権民間経済発展促進実施弁法」の起草に関する 説明

知的財産権分野において「中華人民共和国民間経済促進法」（以下、「民間経済促進法」という）を実施し、知的財産権業務の民間経済の発展促進に対する的確性と実効性を高めるため、業務の実情を踏まえ、国家知識産権局は「知的財産権民間経済発展促進実施弁法」（以下、「弁法」という）を検討のうえ起草した。ここに関連の状況について以下のとおり説明する。

一、「弁法」の起草の背景と必要性

中国共産党中央委員会、国務院は、民間経済の発展をきわめて重視し、一連の重要な方針と施策を打ち出してきた。民間経済促進法は2025年4月30日に第14期全国人民代表大会常務委員会第15回会議において可決され、2025年5月20日より施行されている。同法は、民間経済の健全な発展を促進し、高水準の社会主義市場経済体制の構築するうえで重要な意義を有している。民間経済促進法には知的財産権に係る条項が多数含まれており、関連するイノベーション成果の知的財産権保護についても、特に規定が設けられている。同法における知的財産権の保護および活用に関する具体的要件を細分化し、これを着実に実施するため、当局は本「弁法」を検討のうえ起草した。

二、「弁法」の起草の根拠と方針

当局は、民間経済促進法の立法精神および関連規定に基づき、具体的な業務上の機能を踏まえ、創造の質、活用の効果、保護の効能、サービスの供給、人材の育成、渉外紛争処理などの側面から、知的財産権による民間経済の質の高い発展の促進について規定を設け、本弁法を策定した。

「弁法」の起草方針は次のとおりである。第1に、中国共産党中央委員会、国務院が民間経済の発展と知的財産権業務を重視していることを十分に反映させ、民間経済促進法の立法精神および知的財産権にかかわる関連条項に基づいて、知的財産権分野における具体的な要件を明確かつ細分化することである。第2に、知的財産権の創造、保護、活用、サービスなどにおける民間経済の中核的需要を十分に考慮し、さらに国家知識産権局および地方の知的財産権主管部門の機能と実務上の需要を踏まえ、体系的な支援の枠組みを構築することである。

三、「弁法」の主な内容

「弁法」は計22条で、八章に分かれており、主な内容は以下のとおりである。

（一）知的財産権の創造については、民間経済組織が自主的なイノベーションを強化し、高品質を目指して将来を見据えた知的財産戦略を策定することを奨励、支援し（第四条）、知的財産権の審査の品質と効率を継続的に向上させ、民間経済組織を含む各種経済組織の権利取得に関する需要に積極的に対応する（第五条）旨が明確に定められている。

（二）知的財産権の保護については、民間経済組織およびその経営者のイノベーション成果に対する知的財産権保護を強化し、商標権、専利権の侵害などの違法行為を法により処分し（第六条）、国家級知的財産権保護センターの機能を活かし、知的財産権の迅速かつ協調的な保護を強化し、民間経済組織に対して、専利の迅速な事前審査および権利確定のための「ワンストップ型」紛争解決サービスを提供し（第七条）、民間経済組織の知的財産権紛争の多様な解決ルートを拡充し（第八条）、海外における知的財産権保護業務を強化し、海外における知的財産に関するリスクの早期警戒・防止・管理能力を高める旨

が明確に定められている。

(三) 知的財産権の活用については、民間経済組織が自身の特徴や発展の需要に即した知的財産権の転化・活用戦略を講じ、自らの実施・出資・譲渡・許諾・質権設定などの方法により知的財産権の効率的な転化・活用を推進することを奨励、支援し（第十二条）、民間経済組織がパテントプール、パテントオープンソースなどの知的財産権の転化・活用に関する新たな協力モデルの構築を模索し、オープンライセンス方式を十分に活用して専利を実施し、産業知的財産権イノベーション共同体を構築することを奨励、支援し（第十三条）、民間経済組織が専利、商標などの各種知的財産権の組合せによる相乗効果を発揮させ、科学技術イノベーションを基盤とする有名商標ブランドの構築を加速することを奨励、支援する（第十四条）旨が明確に定められている。

(四) 知的財産権に関する公共サービスについては、知的財産権に関する公共サービス供給の優位性を発揮し、民間経済組織に対して的確なサービスを提供し（第十五条）、知的財産権公共サービスプラットフォームの機能を整備し、民間経済組織に対してオンライン完結型の利便性の高いサービスを提供し、民間経済組織に対するデータの開放・共有を強化する（第十六条）旨が明確に定められている。

出所: 国家知識産権局

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/10/31/art_75_202356.html

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。